

地主・経営者のための情報マガジン

# AgriTimes

あぐりタイムズ vol. 59

2010 / 6月号



税金と資産運用のプロとして  
清田会計グループはお客様満足度No.1を目指します

## 今月の掲載内容

今月の目玉	この役員給与は損金算入できるのか?	1p
	セミナーのご案内	4p
	土地を譲渡した場合の税務	5p
	今月のトピック「増販増客シリーズ第20弾」	7p
	無料相談会、お客様の声、税務カレンダー	9p
	職員紹介	10p

☎ お電話でのお問い合わせ **0120-48-7271** 045-929-1527 (東京・神奈川以外)

当事務所ホームページも是非ご覧ください!

税金や経営に役立つお得な情報満載のブログ、メールマガジン好評配信中!

ランドマーク税理士法人

検索



【相続税対策】 <http://www.zeirisi.co.jp>

【法人】 <http://www.landmark-tax.com>

ランドマーク税理士法人

あなたの家の相続相談センター  
相続プラザ

TKC

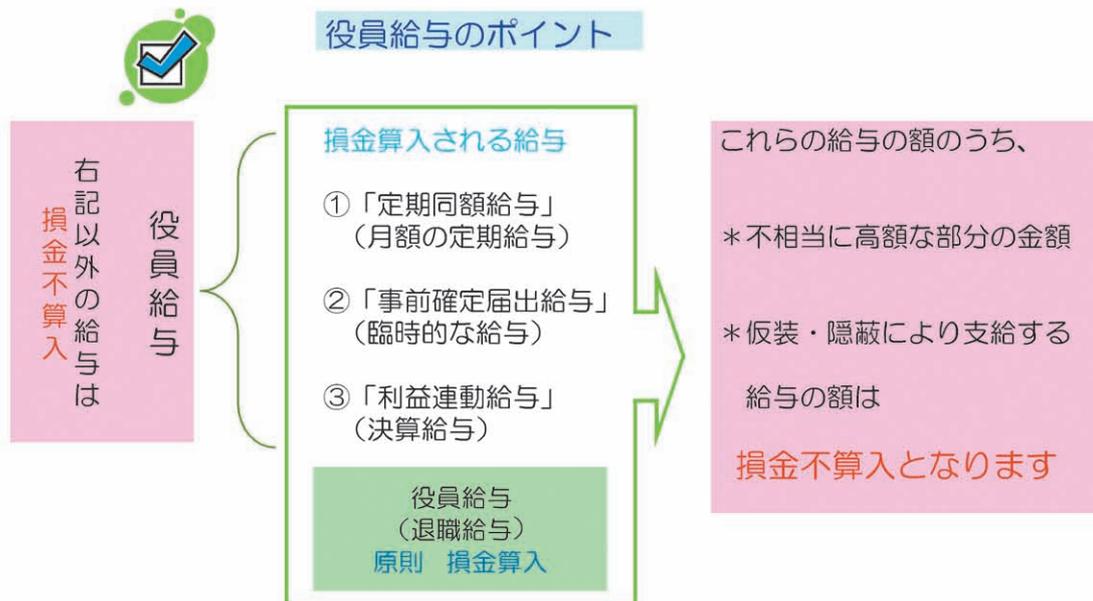
Jmco 日本マーケティング・マネジメント研究機構・増販情報センター  
JMMO Marketing Information Center  
Japan Marketing & Management research Organization Marketing Information Center

# この役員給与は損金算入できるのか？

Q1 役員に対して支給した給与は、その全額を損金に算入することができるのですか？

A1 法人税法上は、役員給与（退職給与を除く）について原則として損金に算入しないとしています。

ただし、①「定期同額給与」、②「事前確定届出給与」、③「利益連動給与」のいずれかに該当するものについては、**損金に算入されます**。



①「定期同額給与」・・・支給時期が1ヶ月以下の一定期間であり、かつ、支給時期における支給額が同額である給与をいいます。

「定期同額給与」とは、いわゆる「役員報酬」にあたるもので、事業年度を通じて一定額であることを基本として、**その額に増減があった場合には損金に算入しない**という考え方です。

②「事前確定届出給与」・・・その役員の職務につき所定の時期に所定の額を支給する定めに基づいて支給する給与で、所轄税務署長にあらかじめ届け出ている給与をいいます。

「事前確定届出給与」とは、いわゆる「役員賞与」にあたるもので、以前はその金額や理由を問わずに全額が損金不算入とされていました。しかし、**所定の時期までに支給時期や支給金額などを届出ており、その記載したとおりに支払った場合は、損金に算入することができます**。なお、**記載した金額より実際に支給した金額が多くても少なくても、その全額が損金に算入されないこと**になりますので注意が必要です。

- ③「利益連動給与」・・・同族会社以外の法人が業務執行役員に支給する利益連動給与で、その算定方法が客観的なものであり一定の要件を満たす給与をいいます。

「利益連動給与」とは、いわゆる「決算賞与」です。役員も他の従業員と同様に、営業成績に応じて歩合給を支給していることがあるかと思いますが、しかし、この給与は「定期同額給与」の規定に該当しないため損金に算入することができません。よって会社の利益の指標を公表しており、客観的な判断ができるような上場会社を対象に、一定の要件をもとに利益に連動して支給される賞与について、損金算入が認められます。

Q2 期中で給与の額を増額したのですが、損金の額として認められないのですか？

A2 上記①の定期同額給与に該当しない為、損金の額として認められません。

例えば、当初50万円ずつ支払っていた給与を、業績の向上に伴い、期中に残り2ヶ月間、70万円に増額した場合は、以下の金額が損金に算入されません。

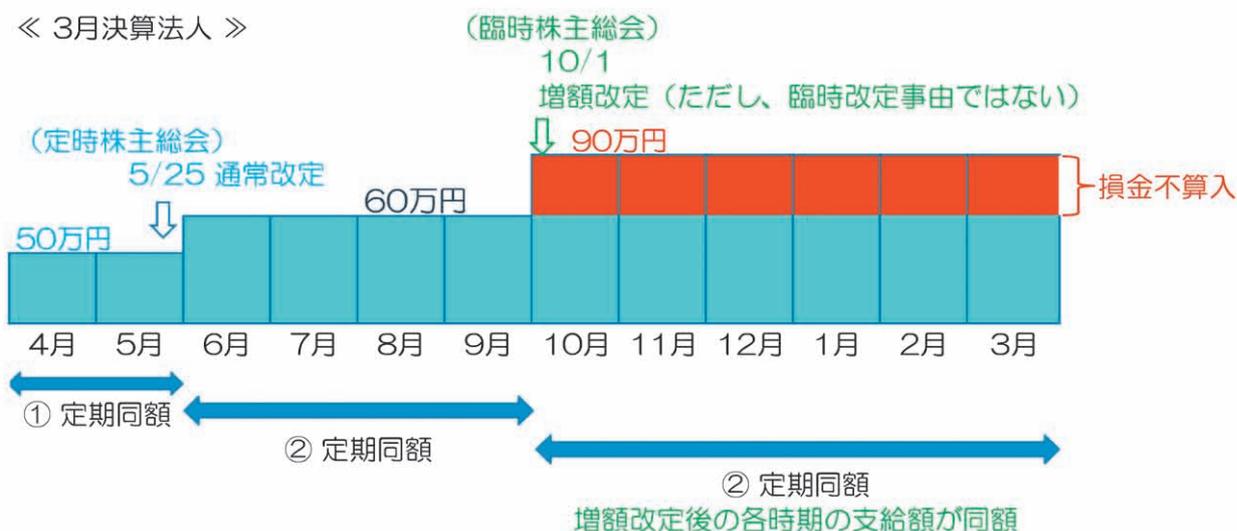
$$(70万円 - 50万円) \times 2ヶ月分 = 40万円$$

しかし、著しい業績の悪化（業績悪化改定事由）により期中で給与を減額した場合や、期中に役員の職制上の地位変更（相続等による副社長から代表取締役への変更等：臨時改定事由）により給与を増（減）額した場合には、損金算入が認められます。

Q3 複数回、給与の改定が行われた場合はどうなりますか？

A3 例えば次のような改定があった場合は、一部が損金の額として認められません。

≪ 3月決算法人 ≫



①の時期の給与は定期同額給与に該当し、損金算入の対象となります。

また、②の時期の支給額は、10月の増額改定後の各時期の支給額が同額であるため、増額改定後の期間（10月分から翌年3月分までの6ヶ月間）において増額改定前の支給額である60万円に30万円を上乗せして支給したとみることができ、その増額改定前の定期給与の額（60万円）が引き続き定期同額給与として支給されているものと考えられます。

これにより、損金不算入額は、増額改定後の定期給与の額のうち増額改定前の支給額に上乗せして支給した部分の金額

180万円（30万円×10月から翌年3月までの6ヶ月分）となります。

Q4 平成22年の税制改正で、取り扱いが変更されたところがありますか？

A4 特殊支配同族会社（いわゆる1人オーナー会社）の役員給与の損金不算入制度が廃止（平成22年4月1日以後に終了する事業年度から）されました。

この制度は、特殊支配同族会社が、会社の経営に最も中心的に関わっている役員に対して支給する給与の額のうち給与所得控除額に相当する金額は、損金の額に算入しないというものです。

ただし以前から以下のような問題点が指摘されており、廃止が求められていました。

- ①「経費の二重控除」を導入理由としていたが、サラリーマン・個人事業・実質一人会社間の不公平は、所得税の給与所得控除の見直しで解決すべきであって、所得税における不備を、法人税で補填するのは間違いである。
- ②会社は、役員に給与を支払っているのに担税力がない。
- ③1人オーナー会社に対してだけ増税するのは、公平性を欠く。



その他にも疑問に感じていること等ございましたら、当事務所までご相談ください。

定例セミナーのお知らせです

交際費の処理に迷っている方へ！

**【第1部】取引先との飲食代3名様15,900円、経費で落ちる？！**

**『知っておきたい接待交際費の税務処理』**

税務調査のときに、どこの会社でも必ず問題になるのが、接待交際費に関する取引です。そこで、「実務上どのように適用するのか」という視点から、具体的な事例も多く織り込みながら解説いたします！交際費を上手に使って、円滑な事業と節税に結び付けましょう！

- 1) 交際費とは？
  - 2) 交際費になる費用とならない費用
  - 3) 交際費と広告宣伝費、会議費、福利厚生費の区別
- <事例紹介>1人当たり5千円以下の飲食費の考え方とは？

**ご参加特典！**  
清田幸弘 編著  
(税務研究会) 発行  
『平成21年版 都市農家の税金ガイド』  
を無料進呈！



売り上げを伸ばしたい経営者の方、必見！

**【第2部】増販増客実例**

**『弱点を強みに！初めてでも入りやすい1坪ネイルサロン』**

～50日間で50名以上の新規顧客獲得に成功！～

増販増客の方法論とは？ 「個客」心理をつかむCTPTマーケティングとは？  
徹底したPT設計で新規客を獲得したネイルサロンを事例に、経営者の皆様に売上げアップの手法&集客の秘密を伝授いたします！



**●開催概要●**

平成22年5月20日(木) 15:00～16:30 (受付開始14:30)

会場：横浜ランドマークタワー25階 セミナールームI (2515)  
横浜市西区みなとみらい2丁目2番1号横浜ランドマークタワー25階  
桜木町駅(JR・市営地下鉄) 徒歩5分、みなとみらい駅(みなとみらい線) 徒歩3分

定員：20名様限定 参加費：1,000円(関与先様無料)

**申込期限**

**5/14(金)まで**

**●お申し込み方法●**

電話：0120-48-7271 (フリーダイヤル) 045-929-1527 (東京・神奈川以外)  
FAX：045-929-1528 ホームページ：http://zeirisi.co.jp  
※FAXによる申込用紙もご用意しています。同封の用紙をご覧ください。

ホームページから、セミナー報告や参加者様からのご感想をご覧ください。

「ランドマーク税理士法人」で検索してみてください！

HP≫ <http://zeirisi.co.jp>

# 土地を譲渡した場合の税務

**Q** 私は農業を営んでいますが、買主からの依頼で、今回所有している農地の一部を売却することになりました。売却した際の税金の取り扱いについて具体的に教えてください。

**A** 農地（土地）を売却された場合、通常の所得に対する課税と切り離して税金を計算します。この場合の税率は、土地の保有期間等により異なります。

## 解説

### 1 所有期間と税率

土地を譲渡した時の税金の取扱いは、長期譲渡か短期譲渡かによって異なります。長期譲渡所得は譲渡した年の1月1日における所有期間が5年超の場合に適用され、短期譲渡所得は譲渡した年の1月1日における所有期間が5年以下の場合に適用されます。長期譲渡に対する税率は、所得税と住民税を合わせて20%（所得税15%、住民税5%）により計算され、短期譲渡所得に対する税率は、所得税と住民税を合わせて39%（所得税30%、住民税9%）です。また、長期所有の土地を国や地方公共団体等に譲渡した場合あるいは優良な宅地等を供給する業者へ譲渡した場合には、2,000万円以下の部分は譲渡所得に14%（所得税10%、住民税4%）2,000万円超の部分については20%（所得税15%、住民税5%）の税率で計算されます。

#### [譲渡所得の税率表]

		所有期間	所得税	住民税	
長期譲渡	一般の長期譲渡	5年超	15%	5%	
	優良住宅地造成のための譲渡(措置法31の2)	2,000万円以下の部分	5年超	10%	4%
		2,000万円超の部分	5年超	15%	5%
短期譲渡		5年以下	30%	9%	

### 2 計算方法

$$\text{譲渡の収入金額} \times 1 - (\text{取得費} \times 2 + \text{譲渡費用} \times 3) - \text{特別控除} \times 4 \\ = \text{譲渡所得金額}$$

**※1 収入金額**：①土地を譲渡した場合の譲渡所得の収入金額は、その譲渡によりその年中に収入すべきことが確定した金額をいいます。（固定資産税・都市計画税の清算金を含みます）

②また収入すべき金額には譲渡の対価として受け取った金銭に限らず、金銭以外の物や権利その他の経済的利益を含みます。

- ※2 **取得費**：その固定資産を取得した時の価額のことで、売った土地を買い入れた時の購入代金や購入手数料などをいいます。但し、先祖から引き継ぎ購入価格が分からない場合には、概算取得費として譲渡収入の5%（たとえば、5,000万円で譲渡した場合には250万円）とすることができます。また、相続税を支払うために譲渡した場合は、相続税のうち一定額を取得価額に算入できる特例があります。
- ※3 **譲渡費用**：その固定資産（土地）を売却するのにかかった費用のことです。具体的には、その不動産を売却するのにかかった仲介手数料や登記費用、契約書に貼る印紙代、測量のために要した費用などのことです。
- ※4 **特別控除**：収用等で不動産を売却した場合などには特別な措置があります。下記に特別控除の特例とその控除額を示しました。

#### [特別控除の特例とその控除額]

資産の譲渡の方法	特別控除額
収用などにより資産を譲渡した場合(措置法33の4)	5,000万円
特定土地区画整理事業などのために土地を譲渡した場合(措置法34)	2,000万円
特定住宅地造成事業などのために土地を譲渡した場合(措置法34の2)	1,500万円
農地保有の合理化などのために農地などを譲渡した場合(措置法34の3)	800万円

### 3 申告時期

譲渡所得を申告する年度はどのように扱うのでしょうか。農地を譲渡する場合、申告時期として考えられるのは、契約時期・引き渡し時期・移転登記時期の3つがあります。例えば、平成20年の11月に農地の譲渡の契約を行い、平成21年5月に土地の引き渡しがありその代金が支払われ、農地法第3条の許可が出ないために譲渡の移転登記は平成22年になる見込みの場合を考えてみましょう。譲渡の申告の時期は、20年分（契約時）・21年分（引き渡し時）・22年分（移転登記時）のどの時期に申告するかが問題になります。土地の譲渡の申告時期は契約の時期・引き渡しの時期のどちらでもよいことになっています。移転登記の時期は契約・引き渡しの時期とは異なりますので、これは申告の時期とはなりません。

農地をはじめとした土地の譲渡の申告については、表に例示した特例等が適用可能な場合や、軽減税率と特別控除の重複適用ができない場合等がありますので、専門家に相談したうえで判断を行うようにした方が良いでしょう。



## 今月のピック 「増販増客シリーズ 第20弾」

今月はココに注目！「製造業：販売会で昨年対比 130%増！の巻」

# メンバーカードを導入、年6回のイベント開催で売上を上げる製麺工場



今回ご紹介する「田中製麺」は、エツで有名な福岡県城島町にある製麺メーカーです。麺一筋 57 年、うどん、そば、ラーメンからそうめんに至るまで製造方法や味、品質に対するこだわりの麺作りで地元で評判です。「株式会社丸信」では、それらのパッケージやチラシの印刷からマーケティングまでサポートしています。

「田中製麺」では、年2回「めんくいまつり」が開催され、毎回 800 名を超える来場客で盛大に賑わいます。当日は、麺を使ったメニューを試食できたり、お得なセットが購入できたりと、家族で楽しめるイベントとなっています。友人同伴やアンケートなどで巧みに集客しています。しかし、イベントがない時は、来店数が減少するという問題がありました。

来店数を調査しようにも、来店数を把握する仕組みがありませんでした。そこで、来店数を把握するため、「田中製麺メンバーカード(バーコード)」を作り、管理することにしました。

メンバーカードは、商品を購入すると誰でも申込みができます。さらに入会するとその日から購入金額より 3%引きとなることで、入会してもらいやすいよう、接客トークにも工夫しました。もちろんメンバーになると、いつでも商品が 3%引きです。

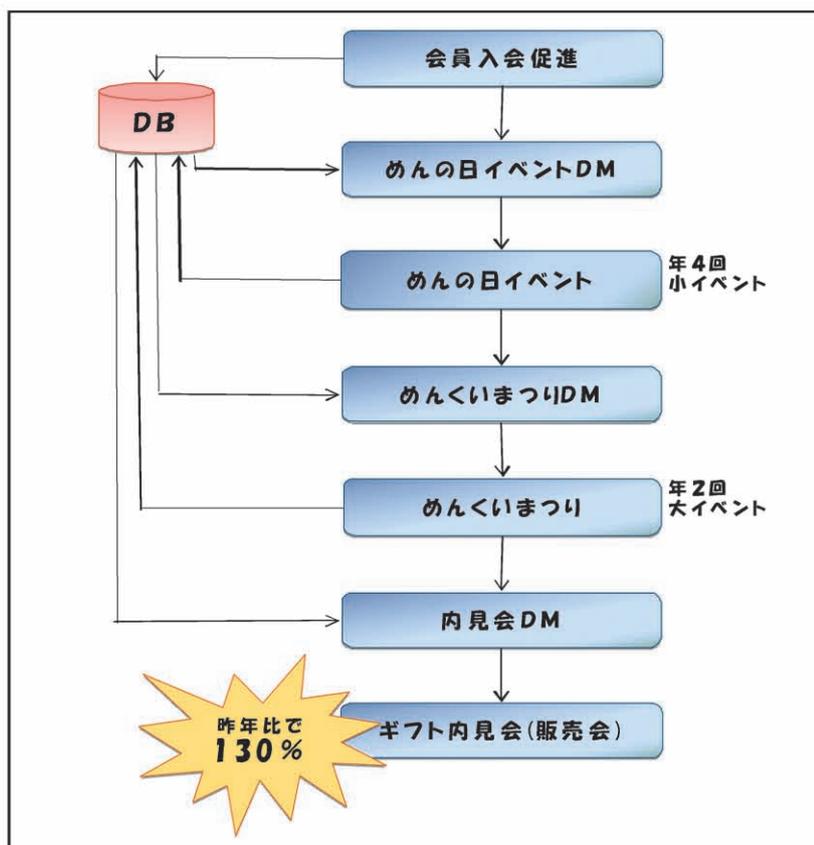
また、新しく毎月 11 日に「タナカめんの日」を設けました。「タナカめんの日」とは、メンバーカードを提示すると、直売店の全商品が 10%引きとなります。

その他に、「めんの日」限定の商品販売を行い、来店動機となる工夫をしたり、試食販売など実施し、楽しくて、お得な 1 日にしました。このように、会員になると通常顧客よりも様々な特典があり、満足感を提供できます。

また、2カ月に1回、会員にハガキで「めんの日イベント」を案内し、「田中製麺」を忘れさせない工夫もしました。

ハガキを出すと約 150 組が来店され、「めんの日」の売上は、通常販売時の 2 倍になりました。  
《会員入会促進》→《めんの日イベントハガキ案内》→《めんの日イベント》→《めんくいまつり DM》→《めんくいまつり》→《内見会 DM》→《ギフト内見会(販売会)》  
の流れで、ギフト販売は史上最高の売上に達し、前年比 130%となりました。

これは、これまで春と秋の年2回だったイベントを年6回に増やし、お客様とのコミュニケーションが増えた結果だと思います。「田中製麺」ではこれからも、お客様に「楽しみ」や「満足感(お得感)」をご提供し、計算づくで売上を上げていくことと思います。「丸信」でも影ながらサポートしていきます。まだまだ、「田中製麺」の売上増は止まりません。



～「田中製麺」の年間集客プロセス～

うちもぜひ増販増客したい！という方は、当事務所はまっこ増販センターまでお気軽にお声掛けください！一人一人のお客様に合った販売促進をアドバイスします。

一緒に増販増客頑張りましょう！！

増販増客の記事をもっと読みたい！という方は、当事務所ホームページをご覧ください！

たくさんの事例が載っていますので、是非来てみて下さいね♪

♪ URL: <http://www.zeirisi.co.jp> ♪

# 無料相談会 のお知らせ

どんなお悩みでも構いません。  
当事務所顧問弁護士と司法書士が誠意をもってお伺いたします。お気軽にご相談ください。

## ●顧問弁護士へのご相談・・・

5月13日（木） 太田 壽郎 弁護士

## ●顧問司法書士へのご相談・・・

5月20日（木） 田近 淳 司法書士

※いずれも午前10時～12時まで、  
横浜緑事務所にて開催いたします。  
お申込みは、開催の一週間前まで  
にご連絡ください。

## ★お申し込み方法★

電話：0120-48-7271（フリーダイヤル） 045-929-1527（東京・神奈川以外）

メール：seita-yukihiro@tkcnf.or.jp ホームページ：http://zeirisi.co.jp

## お客様の声

お客様から頂いたあたたかい  
お言葉をご紹介させていただきます。

何も分からず相続のことが気になって  
いましたので、担当者の方の対応にはと  
ても満足しています。とても親身になっ  
て色々相談にのってもらいました。あり  
がとうございました。これからよろしく  
願います。 M様より

## 納税スケジュール < 5・6月 >

[税目]	[期間]	[納期限]
自動車税		5/31(月)
軽自動車税		5/31(月) (*)
個人住民税	1期分	6/30(水)

(\*)横浜市、川崎市（地域によって異なります）

## 《所長の一言》

ゴールデンウィークも  
あっという間に終わら  
りました。また、気持ち  
を新たに仕事に励んで  
いきましょう！



税金や経営に役立つお得な情報満載のブログ、  
メルマガを配信しています。

「ランドマーク税理士法人」で検索!!

ブログ≫ <http://lmz21.blog61.fc2.com>

メルマガ配信希望≫ [seita-yukihiro@tkcnf.or.jp](mailto:seita-yukihiro@tkcnf.or.jp)

## タワー事務所



### 最寄り駅

#### タワー事務所

桜木町駅 (JR・市営地下鉄) 徒歩5分  
 みなとみらい駅 (みなとみらい線) 徒歩3分

#### 横浜緑事務所

中山駅 (JR・市営地下鉄) 徒歩12分

#### 川崎黒川事務所

黒川駅 (小田急多摩線) 徒歩5分  
 若葉台駅 (京王線) 徒歩10分

#### 行政書士法人中山事務所 (相続プラザ)

中山駅 (JR・市営地下鉄) 徒歩5分

## 行政書士法人中山事務所

## 横浜緑事務所

## 川崎黒川事務所



## 発行

## 清田会計グループ 広報委員会

株式会社清田会計事務所  
 ランドマーク税理士法人  
 ランドマーク行政書士法人  
 株式会社ジョブセンター横浜  
 はまっこ増販センター

E-mail seita-yukihiro@tkcnf.or.jp

[相続税] <http://www.zeirisi.co.jp> [法人税] <http://www.landmark-tax.com>

タワー事務所

〒220-8137 横浜市西区みなとみらい2丁目2番1号 横浜ランドマークタワー37階  
 TEL/045-263-9730 FAX/045-263-9731

横浜緑事務所

〒226-0014 横浜市緑区台村町644番地  
 TEL/045-929-1527 FAX/045-929-1528

川崎黒川事務所

〒215-0035 川崎市麻生区黒川24番地  
 TEL/044-281-3003 FAX/044-281-3004

行政書士法人中山事務所  
 (相続プラザ)

〒226-0011 横浜市緑区中山町83番地  
 TEL/045-350-5605 FAX/045-350-5606

### お問い合わせ窓口

ヨハ セツゼイ  
 0120-48-7271

045-929-1527 (東京・神奈川以外の方)